

事業番号		事務事業名					廿日市市文化財保存活用地域計画策定事業					所管課名		教育部生涯学習課		所属長名		山田博規		
	方向性	2		人を育む					係・グループ名		文化財担当									
	重点施策	2		郷土の歴史・文化を次世代につなぐ					根拠法令等		文化財保護法、廿日市市文化財保護条例、文化財保存活用地域計画協議会設置要綱									
	施策方針	1		魅力ある郷土の歴史や文化の学習と次世代への継承					基本事業											
予算科目	会計	01		款	09		項	05		目		02	事業1	事業2	経・臨	予算上の事業名				
	一般会計			教育費		社会教育費		文化振興費		003		02	文化財保存・保護事業							

1 事務事業の概要

①事業期間	②事業内容(事業概要を簡潔に記載。期間限定複数年度は全体の事業計画を記載)	③開始したきっかけ(いつ頃、どんな経緯で)
☐ 単年度繰返し ☒ 期間限定複数年度 (3 年度～ 5 年度) ☐ 単年度のみ	過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要とされている。文化財を総合的に把握し、その価値を保全し活用することで、文化観光などの推進による地域活性化を推し進めていくための基本となるアクションプランとして、廿日市市文化財保存活用地域計画を令和3年～4年度中に策定し、令和5年度に文化庁の認定を目指す。	平成31年4月に文化財保護法の一部が改正され、市町村は、文化財の保存・活用に関する総合的な計画「文化財保存活用地域計画」を作成することとなった。

2 事務事業の対象・意図・活動・成果指標

主な活動内容	活動指標(活動の規模)	単位	区分	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
→ ・文化財保存活用地域計画協議会を開催する。 ・地域ワークショップを開催する。	ア 文化財保存活用地域計画協議会開催回数	回	目標 実績			3 3	4	4
	イ 文化財保存活用地域計画協議会委員人数	人	目標 実績			14 14	14	14
	ウ 地域ワークショップ参加人数	人	目標 実績			60 72	-	-
対象(誰、何を対象にしているのか)	対象指標(対象の規模)	単位	区分	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
→ 文化財(未指定を含む)、市民	ア 指定文化財件数(国・県・市)	件	見込 実績		226 227	227 227	227	227
	イ		見込 実績					
	ウ		見込 実績					
意図(対象をどのような状態にしたいのか)	成果指標(意図の達成度)	単位	区分	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
→ 継続性・一貫性のある文化財の保存・活用が促進される。	ア 民俗芸能伝承団体活動人数	人	目標 実績	194 181	194 175	175 158	160	160
	イ 文化資源保存活用事業補助金申請件数	件	目標 実績		2 1	2 1	2	2
	ウ		目標 実績					
結果(結びつく施策の意図は何か)	施策の成果指標	単位	区分	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
→ 魅力ある郷土の歴史や文化を次世代へ継承する	ア 市内の歴史に触れたり、史跡を訪れたり、無形・有形文化財をみた市民の割合	%	目標 実績		33 32	34 21.9	35	35
	イ		目標 実績					

3 事務事業の予算・コスト概要

年度	平成30年度決算	令和元年度決算	令和2年度決算	令和3年度決算	前年度比	令和4年度(予算)
事業費(A) (円)			0	4,168,694	4,168,694	3,483,700
財源内訳	国庫支出金			2,885,000	2,885,000	1,825,000
	県支出金				0	
	市 債				0	
	その他特財				0	
	一般財源	0	0	0	1,283,694	1,658,700
業務延べ時間 (時間)				70	70	
人件費(B) (円)	0	0	0	307,000	307,000	0
トータルコスト(A+B)				4,475,694	4,475,694	3,483,700
主な支出項目			令和3年度決算		備考	
文化財保存活用地域計画策定支援業務委託費			3,938,000 円			
地域計画協議会委員報償費			149,980 円			
地域計画協議会委員旅費			16,820 円			
			円			

事業番号	事務事業名	廿日市市文化財保存活用地域計画策定事業	所管課名	教育部生涯学習課
------	-------	---------------------	------	----------

4 事務事業の環境変化・住民意見等

① 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどうか変化しているか。開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか。	② この事務事業に関するこれまでの改革・改善の取り組み経緯	③ この事務事業に対して、関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が、どの程度寄せられているか。
過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題とされ、平成31年4月に文化財保護法の一部が改正され、市町村は、文化財の保存・活用に関する総合的な計画「文化財保存活用地域計画」を作成することとなった。	・文化財保存活用地域計画協議会設置、開催した。 ・歴史ワークショップを市内5か所で開催し72人が参加。地域にある未指定文化財や周辺環境の把握と、指定・未指定文化財の保存・活用についての地域課題の洗い出しを行った。	未指定を含めた文化財の保存・活用についての計画ができることは、非常に良いことである。歴史に興味があっても、市内全域の文化財、特に未指定の文化財については、全く知らないものが多い。文化財を守ることで、郷土に誇りを持てるようになればよい。(歴史ワークショップ参加者から)

5 事業評価(令和 3 年度決算の評価)

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性(この事務事業の目的は市の政策体系に結びついているか。意図することが結果に結びついているか。)		
	☐ 見直し余地がある ☒ 結びついている	理由 説明	文化財の保存・活用は自らの町に対する誇りにつながり、人を育むことになる。
	② 市が関与する妥当性(この事業は市が行わなければならないものか。税金を投入して行うべき事業か。住民や地域民間等に任せるとはできないか。)		
有効性 評価	☐ 見直し余地がある ☒ 妥当である	理由 説明	文化財保存活用地域計画の策定は市町村が行うこととなっている。
	③ 対象・意図の妥当性(事務事業の現状や成果から考えて、対象と意図を見直す余地がないか。)		
	☐ 見直し余地がある ☒ 適切である	理由 説明	対象は市内全域の指定・未指定を含めた文化財であり、妥当である。
効率性 評価	④ 成果の向上余地(成果向上の余地はないか。成果を向上させる有効な手段はないか。何が原因で成果が向上しないのか。)		
	☐ 向上余地がある ☒ 目標水準に達している	理由 説明	市としては初めてとなる、文化財に関する総合的な計画であり、成果の望める計画を策定していく。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響(事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無は。目的を達成するには、この事務事業以外に方法はないか。)		
公平性 評価	☐ 影響がない ☒ 影響がある	理由 説明	文化財について総合的に把握できておらず、保存・活用について事業を進めることが困難である。
	⑥ 類似事業との統合や連携による改善余地(類似事業(市の事業に限らない)はないか。類似事業との統合や連携によって成果をより向上させることはできないか。)		
	☐ 改善余地がある ☒ 改善余地がない	理由 説明	個別事業については類似事業があれば連携する必要はあるが、文化財の保存・活用の総合的な計画は他にはない。
公平性 評価	⑦ 事業費の削減余地(成果を下げずに仕様や工法の見直し、住民の協力などで事業費を削減できないか。)		
	☐ 削減余地がある ☒ 削減余地がない	理由 説明	事業費のほとんどが、策定支援業務委託費であり、削減の余地はない。
	⑧ 人件費(延べ業務時間)の削減余地(成果を下げずにやり方の見直しや民間委託などでコスト削減できないか。)		
公平性 評価	☐ 削減余地がある ☒ 削減余地がない	理由 説明	人件費を削減するため、策定支援業務委託を行っている。
	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地(事業内容が「対象」の全体でなく、一部の受益者に偏っていないか。受益者負担は公平・公正となっているか。)		
	☐ 見直し余地がある ☒ 公平・公正である	理由 説明	対象は市内全域の指定・未指定を含めた文化財であり、適正である。

6 事業評価の総括と今後の方向性

①上記の評価結果			②全体総括(振り返り・成果・反省点)・評価結果の根拠																							
A 目的妥当性☒ 適切☐ 見直しの余地有り B 有効性☒ 適切☐ 改善の余地有り C 効率性☒ 適切☐ 改善の余地有り D 公平性☒ 適切☐ 見直しの余地有り			文化財保護法に基づく新規事業であり、本計画に記載されていない事業は国の補助対象にならない。																							
③今後の事業の方向性(改革改善案)・・・複数選択可			④改革改善案による成果・コストの期待効果																							
☐ 拡充☐ 現状維持 ☐ 目的再設定☒ 改善 ☐ 休止・廃止☐ 完了		今後の改革改善案		<table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">コスト</td></tr><tr><td>削減</td><td>維持</td><td>増加</td></tr><tr><td rowspan="3">成果</td><td>向上</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>維持</td><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>低下</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (廃止・休止、完了の場合は記入不要)				コスト			削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
		コスト																								
		削減	維持			増加																				
成果	向上																									
	維持		○																							
	低下																									
		—																								
⑤改革改善案を実施する上で解決すべき課題																										

事業番号	事務事業名		伝統的建造物群保存推進事業					所管課名		建設部都市計画課		所属長名		清水 俊文		
	方向性	2	人を育む					係・グループ名		歴史まちなみ推進係						
	重点施策	2	郷土の歴史・文化を次世代につなぐ					根拠法令等		文化財保護法、伝統的建造物群保存地区保存条例						
	施策方針	1	魅力ある郷土の歴史や文化の学習と次世代への継承					基本事業								
予算科目	会計	01	款	09	項	05	目	02	事業1	事業2	経・臨	予算上の事業名				
	一般会計		教育費		社会教育費		文化振興費		004	53	臨時	伝統的建造物群保存推進事業(政策)				

1 事務事業の概要

①事業期間	②事業内容(事業概要を簡潔に記載。期間限定複数年度は全体の事業計画を記載)	③開始したきっかけ(いつ頃、どんな経緯で)
☒ 単年度繰返し ☐ 期間限定複数年度 (年度～ 年度) ☐ 単年度のみ	市民の文化財である宮島の歴史的な町並みを保全・継承するため、建造物等の改修等の際には基準に沿った改修方法の指導を行い、改修費等の補助金交付も行う。さらに、文化財としての町並みの魅力の普及促進を行う。	H14.3 宮島町まちづくり計画策定 H16.3 安芸・宮島の歴史的町並みに関する調査報告書 H17.3 安芸の宮島町並み調査報告書 H19.3 廿日市市厳島伝統的建造物群保存対策調査報告書 H27.9 伝統的建造物群保存地区保存条例制定 R1.6 宮島町伝統的建造物群保存地区都市計画決定 同地区保存計画策定(制度開始) R3.8 重要伝統的建造物群保存地区選定

2 事務事業の対象・意図・活動・成果指標

主な活動内容	活動指標(活動の規模)	単位	区分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
伝建地区現状変更申請許可事務 修理・修景事業等に対する補助金交付事務 まちなみ保存普及活動	→ ア 現状変更申請許可数(電線等除く)	件	目標	15	15	15	15	15
			実績	17	13	12		
	→ イ 修理・修景事業に対する補助金交付件数(白蟻駆除を除く)	件	目標	3	6	5	5	5
			実績	4	3	2		
→ ウ 情報発信回数(だより発行、HP更新、SNS更新、説明会、写真展示等)		回	目標	36	36	36	36	36
			実績	42	44	45		
対象(誰、何を対象にしているのか)	対象指標(対象の規模)	単位	区分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
宮島伝建地区の伝統的建造物群 伝統的建造物の所有者 伝建地区の町並み	→ ア 伝統的な建物の件数(保存活用計画に記載された伝統的建造物(建築物))	件	見込	110	120	135	140	140
			実績	98	131	136		
	→ イ 修理・修景事業に対する補助金交付件数(白蟻駆除を除く)	件	見込	3	6	5	5	5
			実績	4	3	2		
→ ウ			見込					
			実績					
意図(対象をどのような状態にしたいのか)	成果指標(意図の達成度)	単位	区分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
伝建地区内の建造物を伝統的な町並みに合ったものに変える	→ ア 建造物の改修・新築時の指導数(現状変更申請許可数(電線等除く))	件	目標	15	15	15	15	15
			実績	17	13	9		
	→ イ 伝統的建造物が復元された数(修理・修景基準によって修理した件数の累計)	件	目標	3	6	5	5	5
			実績	4	7	9		
→ ウ			目標					
			実績					
結果(結びつく施策の意図は何か)	施策の成果指標	単位	区分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
魅力ある郷土の歴史的な町並みを通じて、ふるさとへの誇りや愛着の心を育む	→ ア 宮島地域住民の自分の町に対する愛着度(市民アンケート)	%	目標	40	40	45	50	50
			実績	46.2	44.7	54.8		
	→ イ 廿日市市民が過去一年間に市内の歴史や文化に触れる割合(市民アンケート)	%	目標	—	40	40	40	40
			実績	—	32	49.4		

3 事務事業の予算・コスト概要

年度	平成30年度決算	令和元年度決算	令和2年度決算	令和3年度決算	前年度比	令和4年度(予算)
事業費(A) (円)	5,839,680	26,658,349	41,637,245	34,624,641	-7,012,604	60,808,000
財源内訳	国庫支出金		13,000,000	6,000,000	-7,000,000	31,906,000
	県支出金				0	2,000,000
	市債		7,200,000	7,300,000	7,800,000	7,600,000
	その他特財		985,000		0	2,000
	一般財源	5,839,680	18,473,349	21,337,245	-7,812,604	19,300,000
業務延べ時間(時間)	6,336	6,336	7,296	7,680	384	
人件費(B) (円)	28,588,000	29,019,000	31,459,000	33,718,000	2,259,000	0
トータルコスト(A+B)	34,427,680	55,677,349	73,096,245	68,342,641	-4,753,604	60,808,000
主な支出項目		令和3年度決算		備考		
伝統的建造物群保存地区保存事業補助金		20,823,000 円		伝統的建造物等の修理にかかる補助(外観、耐震補強等)		
伝統的建築物活用補助金		6,000,000 円		伝統的建築物の宿泊施設等転用にかかる内装改修補助		
歴史的町並み保全活動補助金		946,000 円		宮島伝建地区の町並み保全に係る活動を行う団体への活動補助		
重要伝統的建造物群保存地区選定記念シンポジウム開催委託料		4,840,000 円		重伝建選定を記念したシンポジウムの開催委託料		

事業番号	事務事業名	伝統的建造物群保存推進事業	所管課名	建設部都市計画課
------	-------	---------------	------	----------

4 事務事業の環境変化・住民意見等

① 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか。開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか。	② この事務事業に関するこれまでの改革・改善の取り組み経緯	③ この事務事業に対して、関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が、どの程度寄せられているか。
令和3年8月に重伝建に選定され、今後重伝建地区にふさわしいまちづくりが必要となる。	単独市費による修理・修景補助を重伝建選定を受け、令和4年度以降は国庫補助金等を活用した事業にシフトさせる	現状変更申請について、時間がかかることや、基準が分かりにくい等の指摘がある

5 事業評価(令和 3 年度決算の評価)

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性(この事務事業の目的は市の政策体系に結びついているか。意図することが結果に結びついているか。)		
	☐ 見直し余地がある ☒ 結びついている	理由 説明	伝統的な町並みの保存継承は自らの町に対する誇りにつながり、人を育むことになる。
	② 市が関与する妥当性(この事業は市が行わなければならないものか。税金を投入して行うべき事業か。住民や地域民間等に任せるとはできないか。)		
有効性 評価	☐ 見直し余地がある ☒ 妥当である	理由 説明	伝統的建造物群保存地区の指定及び地区に必要な措置は市町村が行うこととなっている。
	③ 対象・意図の妥当性(事務事業の現状や成果から考えて、対象と意図を見直す余地がないか。)		
	☐ 見直し余地がある ☒ 適切である	理由 説明	対象は国文化審議会において審議を経て重要伝統的建造物群保存地区に選定されたものであり、妥当である。
効率性 評価	④ 成果の向上余地(成果向上の余地はないか。成果を向上させる有効な手段はないか。何が原因で成果が向上しないのか。)		
	☐ 向上余地がある ☒ 目標水準に達している	理由 説明	修理・修景の件数を増やすことが必要であるが、現段階では、一件ごとの案件を丁寧に修理していく必要がある。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響(事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無は。目的を達成するには、この事務事業以外に方法はないか。)		
公平性 評価	☐ 影響がない ☒ 影響がある	理由 説明	重要伝統的建造物群保存地区に選定されたばかりであり、今後永い年月をかけて町並みを復原していく必要があり、廃止・休止を行った場合はまちづくりが停滞してしまう。
	⑥ 類似事業との統合や連携による改善余地(類似事業(市の事業に限らない)はないか。類似事業との統合や連携によって成果をより向上させることはできないか。)		
	☒ 改善余地がある ☐ 改善余地がない	理由 説明	特別史跡特別名勝の手続きと、より連携を深める必要がある。
公平性 評価	⑦ 事業費の削減余地(成果を下げずに仕様や工法の見直し、住民の協力などで事業費を削減できないか。)		
	☐ 削減余地がある ☒ 削減余地がない	理由 説明	伝統的建造物群保存地区内の建造物数を考慮すると、今後は、より多くの修理・修景事業を実施する必要がある。
	⑧ 人件費(延べ業務時間)の削減余地(成果を下げずにやり方の見直しや民間委託などでコスト削減できないか。)		
公平性 評価	☐ 削減余地がある ☒ 削減余地がない	理由 説明	伝統的建造物群保存地区内の建造物数を考慮すると、古建築専門員を増員させより多くの修理・修景事業を実施する必要がある。
	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地(事業内容が「対象」の全体でなく、一部の受益者に偏っていないか。受益者負担は公平・公正となっているか。)		
	☐ 見直し余地がある ☒ 公平・公正である	理由 説明	伝統的建造物の保存管理は、建造物所有者にとって大きな負担であり、改修費も大きな負担であることから、その負担軽減のための修理・修景補助は妥当である。

6 事業評価の総括と今後の方向性

①上記の評価結果			②全体総括(振り返り・成果・反省点)・評価結果の根拠																							
A 目的妥当性☒ 適切☐ 見直しの余地有り B 有効性☐ 適切☒ 改善の余地有り C 効率性☒ 適切☐ 改善の余地有り D 公平性☒ 適切☐ 見直しの余地有り			重伝建の選定を受け、今後のまちづくりがスタートしたばかりであるため、事業を進める。 一方、事業の進め方、事業量等についての課題は解決に向けた取組を進める必要がある。																							
③今後の事業の方向性(改革改善案)・・・複数選択可			④改革改善案による成果・コストの期待効果																							
☒ 拡充☒ 現状維持 ☐ 目的再設定☐ 改善 ☐ 休止・廃止		今後の改革改善案 執行体制の強化、同じ文化財保護法を扱う部署との連携強化		<table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">コスト</td></tr><tr><td>削減</td><td>維持</td><td>増加</td></tr><tr><td rowspan="3">成果</td><td>向上</td><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>維持</td><td></td><td></td><td>△</td></tr><tr><td>低下</td><td></td><td>△</td><td>×</td></tr></table> (廃止・休止の場合は記入不要)				コスト			削減	維持	増加	成果	向上			○	維持			△	低下		△	×
		コスト																								
		削減	維持	増加																						
成果	向上			○																						
	維持			△																						
	低下		△	×																						
⑤改革改善案を実施する上で解決すべき課題																										
重伝建選定を受け、国庫補助、交付金等特定財源は増加する。特定財源増加を見込み事業量増を図るには、事業をこなす人員、専門の人材が必要となる。																										